

社会体育施設等の使用料が変わります

(令和3年4月1日～)

高千穂町では、平成8年より体育施設使用料が据え置きとなっておりましたが、消費税率引き上げに伴う光熱水費の増額ならびに施設を利用する方（使用料）と利用しない方（税金）との負担の公平性を確保するために、令和3年4月1日より使用料の改定を行います。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

押方体育館 ※太字が改定後、()内が現行金額 (単位：円)

区分	時間	使用料	
		アマチュアスポーツ等	その他の使用
全館	1時間	270 (250)	550 (500)